

第28号議案

令和4年度豊後大野市公共下水道特別会計予算

(総則)

第1条 令和4年度豊後大野市公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	445戸
(2) 年間総処理水量	109,265 m ³
(3) 1日平均処理水量	299 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		84,453千円
第1項 営業収益		21,403千円
第2項 営業外収益		63,048千円
第3項 特別利益		2千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		78,843千円
第1項 営業費用		75,186千円
第2項 営業外費用		2,445千円
第3項 特別損失		212千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,425千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額612千円、過年度分損益勘定留保資金12,979千円及び当年度分損益勘定留保資金11,834千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			6,315 千円
第1項 出資金			6,000 千円
第2項 負担金及び分担金			315 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			31,740 千円
第1項 建設改良費			7,050 千円
第2項 企業債償還金			23,689 千円
第3項 投資その他の資産			1 千円
第4項 予備費			1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,731 千円

(他会計からの補助金)

第8条 公共下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、45,389千円である。

令和4年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏